

健康保険証廃止後のスポーツクラブ法人会員の新規入会手続きについて

～スポーツクラブ メガロス～

令和6年12月2日の現行の健康保険証廃止に伴い、法人会員特別料金でご利用いただけるスポーツクラブの新規入会手続きに必要な提示物が一部変更となります。
変更点は下記となる予定です。

窓口入会およびWEB入会において、健康保険証に代わり、下記の提示が必要となります。

・「メガロス法人会員 身分（会員）証明書」

石油健保ホームページ内「健康づくり事業のご案内」からメガロス案内欄へお進みいただき、
バナーよりメガロスのホームページにアクセスしてください。

令和6年12月2日以降に証明書を掲載予定ですので、そちらをご利用ください。

その他、本人確認書類などが必要となります。

詳しくはスポーツクラブメガロスのホームページをご覧ください。

※令和6年12月2日以降変更予定です。

上記内容については変更となる場合がございます。

その際はあらためてホームページ等でご連絡いたします。